



つくばみらい市議会規則第1号

つくばみらい市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月21日

つくばみらい市議会議長

伊藤正実

つくばみらい市議会傍聴規則の一部を改正する規則

つくばみらい市議会傍聴規則の一部を改正する規則（平成18年つくばみらい市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下次条第8号において同じ。）に係る対策を講じている場合、その指示に従わない者

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 感染症に係る対策を講じている場合、その指示に従うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。